

亀岡市公報

発行所 亀岡市役所
総務部 総務課
TEL 0771-22-3131(代表)
京都府亀岡市安町野々神8番地

目次

—— 規 則 ——

- 亀岡市助産施設及び母子生活支援施設の入所に関する規則の一部改正 (子育て支援課) 2

—— 告 示 ——

- 公示送達 (保険医療課) 3
- 亀岡市営住宅移転助成金交付要綱の一部改正 (建築住宅課) 4
- 公示送達 (高齢福祉課) 6
- 特定子ども・子育て支援施設等の告示 (保育課) 7
- 亀岡市サンガスタジアム・イノベーション・フィールド実証実験補助金交付要綱 (商工観光課) 8
- 亀岡市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱の一部改正 (人権啓発課) 12

—— 公 告 ——

- 亀岡市職員採用試験公告 (人事課) 15
- 公募型プロポーザル方式による事業者の選定 (商工観光課) 19
- 農用地利用集積計画の縦覧 (農林振興課) 19
- 公募型プロポーザル方式による事業者の選定 (商工観光課) 19

- 南丹都市計画事業大井町南部土地区画整理事業の事業計画(変更)の縦覧 (都市計画課) 21
- 一般競争入札(条件付き)の執行 (契約検査課) 22
- 一般競争入札(条件付き)の執行 (契約検査課) 25

—— 任免及び辞令 ——

上下水道部欄

—— 告 示 ——

- 亀岡市指定給水装置工事事業者指定の告示 28
- 亀岡市下水道排水設備指定工事事業者指定の告示 29

規則

亀岡市助産施設及び母子生活支援施設の入所に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年7月1日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第20号

亀岡市助産施設及び母子生活支援施設の入所に関する規則の一部を改正する規則

亀岡市助産施設及び母子生活支援施設の入所に関する規則（平成29年亀岡市規則第19号）の一部を次のように改正する。

別表中備考5を削り、備考6を備考5とし、備考7を備考6とする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の別表の規定は、令和3年7月以後の助産の実施又は母子保護の実施に係る徴収金について適用し、同年6月以前の助産の実施又は母子保護の実施に係る徴収金については、なお従前の例による。

「揭示済」

告示

亀岡市告示第164号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市市民生活部保険医療課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

令和3年7月5日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類等

	送達する書類			送達を受けるべき者	
				住 所	氏 名
1	決定通知書	令和3年度	国民健康保険料	省略	省略
2	決定通知書	令和3年度	国民健康保険料	省略	省略
3	決定通知書	令和3年度	国民健康保険料	省略	省略
4	決定通知書	令和3年度	国民健康保険料	省略	省略
5	決定通知書	令和3年度	国民健康保険料	省略	省略
6	決定通知書	令和3年度	国民健康保険料	省略	省略
7	決定通知書	令和3年度	国民健康保険料	省略	省略
8	決定通知書	令和3年度	国民健康保険料	省略	省略
9	決定通知書	令和3年度	国民健康保険料	省略	省略
10	決定通知書	令和3年度	国民健康保険料	省略	省略
11	決定通知書	令和3年度	国民健康保険料	省略	省略
12	決定通知書	令和3年度	国民健康保険料	省略	省略
13	決定通知書	令和3年度	国民健康保険料	省略	省略

2 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「掲示済」

亀岡市告示第165号

亀岡市営住宅移転助成金交付要綱（令和2年亀岡市告示第193号）の一部を次のように改正する。

令和3年7月13日

亀岡市長 桂川孝裕

第10条を次のように改める。

（交付）

第10条 助成金は、前条の規定により交付額が確定した後に交付する。ただし、対象者から要請があり、市長が特別の理由があると認めるときは、当該対象事業が完了する前に助成金の全部又は一部を交付することができる。

2 対象者は、助成金の交付を受けようとするときは、亀岡市営住宅移転助成金支払請求書（別記第6号様式。以下「請求書」という。）を市長に提出しなければならない。なお、前項の規定により対象事業が完了する前に助成金の交付を受けようとするときは、併せて理由書（別記第5号様式）を提出するものとする。

3 市長は、対象事業が完了する前に交付した助成金（以下「前払金」という。）の額と前条の規定による交付確定額との間に差額が生じた場合であって、前払金が交付確定額を下

回るときは、当該差額部分を交付し、前払金が交付確定額を上回るときは、当該差額部分を返還させるものとする。

第13条を第14条とし、第12条を第13条とし、第11条の見出しを「（取消し及び返還）」に改め、同条を第12条とし、第10条の次に次の1条を加える。

（代理受領）

第11条 対象者は、住居の移転を事業者に依頼した場合であって、対象者に代わり当該事業者が助成金の交付を受けさせようとするときは、前条第2項に定める請求書に代えて、代理受領委任状（別記第6号様式）及び亀岡市営住宅移転助成金代理受領請求書（別記第7号様式）を提出するものとする。

別記第5号様式を別記第6号様式とし、別記第4号様式の次に次の1様式を加える。

【別記様式 省略】

別記第6号様式中

「

<p>亀岡市営住宅移転助成金交付要綱第10条の規定により助成金を請求します。</p> <p>年 月 日</p> <p>(宛先) 亀岡市長</p> <p>申請者 移転先住所</p> <p>氏 名</p> <p>電 話 番 号</p>	
<p>交付確定通知書の 年月日及び番号</p>	<p>年 月 日 付 け 第 号</p>
<p>請 求 額</p>	<p>円</p>

」

を

「

<p>亀岡市営住宅移転助成金交付要綱第10条の規定により助成金を請求します。</p> <p>年 月 日</p> <p>(宛先) 亀岡市長</p> <p>申請者 住 所</p> <p>氏 名</p> <p>電 話 番 号</p>	
<p>請 求 額</p>	<p>円</p>

」

に改める。

別記第6号様式の次に次の2様式を加える。

【別記様式 省略】

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

「揭示済」

亀岡市告示第166号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市健康福祉部高齢福祉課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

令和3年7月14日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類

令和3年度介護保険料納入通知書

2 送達を受けるべき者

住 所	氏 名
省略	省略

3 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第167号

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条の11第1項に規定する特定子ども・子育て支援施設等として、同法第58条の2に基づき次のとおり確認をしたので、同法第58条の11の規定により告示する。

令和3年7月20日

亀岡市長 桂川孝裕

特定子ども・子育て支援施設等

提供者の氏名 又は名称	施設等の名称	所在地	確認 年月日	施設等の種類	預かり保育事業 については、一定の基準*を満たしているか否 かの別
株式会社ヤマモト	保津川ひよこ保育園	亀岡市大井町並河3丁目11-45	令和3年 7月20日	病児保育事業	—

※一定の基準とは、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第28条の18第3項に定めるもの。

「揭示済」

亀岡市告示第168号

亀岡市サンガスタジアム・イノベーション・フィールド実証実験補助金交付要綱を次のように定める。

令和3年7月26日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市サンガスタジアム・イノベーション・フィールド実証実験補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、亀岡市域の交流人口の増加及び新たなビジネスの創出による地域経済の活性化を図ることを目的として、サンガスタジアム・イノベーション・フィールド実証支援事業におけるサンガスタジアムbyKYOCERAを活用した実証実験（以下「補助対象事業」という。）に係る経費の一部を補助することに関し、必要な事項を定める。

(補助対象者)

第2条 補助の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 補助対象事業を行う事業者であること。
- (2) 市区町村税を滞納していないこと。
- (3) 亀岡市暴力団排除条例（平成24年亀岡市条例第24号）第2条第4号に掲げる暴力団員等に該当しないこと。

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業を行うために必要な経費のうち、国又は地方公共団体が支出する他の補助金等の対象となるもの並びに消費税、地方消費税及び印紙税を除く別表第1に掲げるものとする。

(補助金額等)

第4条 補助金の額は、補助対象経費の合計額に2分の1を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、1つの補助対象事業につき150万円を限度とする。

(補助対象期間)

第5条 1つの補助対象事業につき補助を行う期間は、補助金の交付決定の日からその日が属する年度の2月末日までとする。ただし、市長が別の日を指定したときは、その日までとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別表第2に掲げる交付申請書類を、採択通知を受けた日から30日以内に市長に提出しなければならない。

(管理事業者の指定)

第7条 複数の事業者が共同で行う補助対象事業について補助金の交付を申請する場合には、申請者の中から本市との連絡調整、補助金の受け取り等を行う管理事業者を指定しなければならない。

(交付決定)

第8条 市長は、第6条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、補助金の交付の可否を決定し、その結果を補助金交付（不交付）決定通知書（別記第4号様式）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の交付決定に当たっては、必要に応じて条件を付し、又は申請に係る事項に修正を加えて承認することができる。

(補助対象事業の着手)

第9条 補助対象事業の着手は、原則として交付決定のあった日以降でなければならない。ただし、やむを得ない理由があると市長が特に認めた場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の規定により交付決定前に補

助対象事業に着手しようとする申請者は、第6条の規定により提出する交付申請書類に事前着手理由書（別記第1号様式の2）を添付するものとする。

- 3 交付決定前に補助対象事業に着手した場合における補助対象経費は、交付申請日以降に発生したものとする。

（事業の変更）

第10条 申請者は、補助対象事業の内容を変更しようとするときは、変更承認兼変更交付申請書（別記第5号様式）に関係書類を添付して市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査の上変更の承認又は不承認及び補助金の交付額の変更の有無について決定し、変更承認（不承認）通知書（別記第6号様式）又は変更交付決定通知書（別記第7号様式）により申請者に通知するものとする。

（事業の中止）

第11条 申請者は、補助対象事業を中止しようとする場合は、事業中止届（別記第8号様式）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の事業中止届の提出があったときは、中止を承認し、中止承認通知書（別記第9号様式）により申請者に通知するものとする。

（交付決定の取消し等）

第12条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、既に補助金が交付されているときは、その返還を命ずることができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付の決定に当たって付された

条件、この要綱に定める手続等に違反したとき。

- (4) 補助対象事業を行うに当たり法令、法令に基づく処分等に違反したとき。
- (5) 補助対象事業を中止したとき。
- (6) その他市長が必要と認めるとき。

（状況報告）

第13条 申請者は、補助金交付決定のあった日から3月を経過する日までににおける補助対象事業の遂行状況について、補助金交付決定のあった日から3月を経過する日から30日以内に事業遂行状況報告書（別記第10号様式。以下「状況報告書」という。）により市長に報告しなければならない。ただし、補助金交付決定のあった日から3月を経過する日までに補助対象事業を完了又は中止した場合は、この限りでない。

- 2 市長は、必要と認めるときは、その時点における補助対象事業の遂行状況について、期日を定めて状況報告書による報告をさせることができる。

（実績報告書）

第14条 申請者は、補助対象事業が完了した日から起算して30日を経過する日又は交付決定を受けた日の属する年度の3月15日のいずれか早い日までに、別表第2に掲げる実績報告書類を市長に提出しなければならない。

- 2 申請者は、前項の書類を作成するに当たって、補助金に関する消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に基づく仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に基づく地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）が明らかな場合には、これを減額した

金額を記載しなければならない。

(補助金の額の確定)

第15条 市長は、前条の規定による実績報告書額の提出があったときは、その内容を審査の上、補助金の交付決定の内容(第10条の規定に基づく承認を受けている場合はその承認に係る変更の内容)及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の額を確定し、補助金交付確定通知書(別記第12号様式)により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求等)

第16条 前条の規定による通知を受けた者は、補助金請求書(別記第13号様式)を市長に提出し、補助金の交付を請求しなければならない。ただし、概算払の必要があるときは、補助金の交付決定後、概算払請求書(別記第14号様式)により、概算払の請求をすることができる。

2 市長は、前項の規定による請求書の提出があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の返還)

第17条 第15条の規定による補助金の額の確定通知を受けた者のうち、前条第1項ただし書の規定による請求を行ったものは、既に交付を受けている補助金の額がその確定額を経過している場合は、市長が定める期日までにその差額を返還しなければならない。

2 第12条及び前項の規定による補助金の返還の通知は、補助金返還請求書(別記第15号様式)により行うものとする。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

別表第1（第3条関係）

対象経費	(1) 人件費 (2) 旅費 (3) 消耗品費（補助対象事業の実施に必要な物品（取得価格10万円未満）の購入に要する経費） (4) 謝金（補助対象事業の実施に必要な協力者等に支払う謝金及び旅費） (5) 委託費、修繕費等（補助対象事業の実施に必要な開発・設計及びデータの分析等に要する経費） (6) 通信運搬費（補助対象事業の実施に必要な物品の運搬費、データ通信費等） (7) 設備備品費（補助対象事業の実施に必要な設備備品（取得価格10万円以上）のレンタルに要する経費） (8) 広告費（補助対象事業の実施に必要な広告宣伝費、WEBページ製作費等）
------	--

別表第2（第6条、第15条関係）

提出書類	交付申請書類 (1) 交付申請書（別記第1号様式） (2) 事業計画書（別記第2号様式） (3) 決算書（直近2期分） (4) 法人登記簿謄本（3箇月以内に取得したもの） (5) 市区町村税の納税証明書（直近1期分） (6) 暴力団排除に関する誓約書（別記第3号様式）及び役員等に関する事項（別記第3号様式の2） (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
	実績報告書類 (1) 事業実績報告書（別記第11号様式） (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

【別記様式 省略】

「揭示済」

亀岡市告示第169号

亀岡市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱（令和3年亀岡市告示第20号）の一部を次のように改正する。

令和3年7月30日

亀岡市長 桂川孝裕

第2条第1項中「LGBTQ+」を「LGBTQ+」に改め、同条に次の2項を加える。

3 この要綱において「宣誓」とは、パートナーシップ関係にある者同士が、市長に対し、その旨を誓うことをいう。

4 この要綱において「申告」とは、本市の区域内への転入前に、パートナーシップ宣誓制度に係る都市間連携に関する協定を本市と締結した他の地方公共団体（以下「連携協定締結都市」という。）において、第5条第1項に規定する受領証等に類する書類（以下「受領証等類似書類」という。）の交付を受けた二者が、当該事実及びパートナーシップ関係にあることを市長に対して申し出ることをいう。

第3条の見出しを「宣誓又は申告」に改め、同条中「パートナーシップ関係にある旨の宣誓（以下「パートナーシップの宣誓」という。）」を「宣誓又は申告」に改め、同条第2号中「次のいずれか」の次に「（申告に当たってはア）」を加え、同条第3号中「含む。」の次に「以下同じ。」を加え、同条第4号に次のただし書を加える。

ただし、申告に当たっては、この限りでない。

第4条の見出し、同条第1項各号列記以外の部分及び同項第1号中「パートナーシップの」を削り、同項第2号中「現に婚姻をしていない

こと」を「独身証明書その他現に婚姻をしていないこと」に改め、同号から同項第4号までの規定、同条第2項及び第3項中「パートナーシップの」を削り、同条の次に次の1条を加える。

（申告の方法）

第4条の2 申告をしようとする者は、来庁又は郵送により、各々所定の事項を自書したパートナーシップ宣誓継続申告書（別記第1号の2様式。以下「申告書」という。）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 転入前に交付を受けた受領証等類似書類の写し
- (2) 住民票の写し、住民票記載事項証明書又は戸籍の附票の写し（継続申告書の提出日前3月以内に発行されたものに限る。）

2 市長は、申告をしようとする者の一方又は双方が申告書に自署することができないと認めるときは、申告をしようとする者以外の者に代筆させることができる。

3 市長は、第1項の規定により申告書を提出した者が本人であることを確認するため、次の各号に掲げる書類のいずれかの提示又はその写しの提出を求めるものとする。

- (1) 個人番号カード
- (2) 旅券
- (3) 運転免許証
- (4) 前各号のほか、官公署が発行した免許証、許可証又は登録証明書であって、本人の顔写真が貼付されたもの等市長が相当と認める書類

第5条の見出し中「パートナーシップの」を削り、「宣誓」の次に「及び申告」を加え、同条第1項中「第4条第1項」の次に「又は第4条の2第1項」を加え、「パートナーシップの宣誓を行った者（以下「宣誓者」という。）」を「宣誓又は申告を行った者（以下「宣誓者

等」という。）」に、「宣誓書の写しを宣誓者に交付することにより行う」を「宣誓書又は申告書（以下「宣誓書等」という。）の写しを宣誓者等に交付することによりこれを証明する」に、「ただし、宣誓者が」を「ただし、宣誓を行った者が」に改め、同条第2項中「宣誓者」を「者」に改め、同条第3項中「市長は、宣誓」の次に「又は申告」を加え、「宣誓者」を「宣誓者等」に改め、同条に次の1項を加える。

4 市長は、第1項の規定により申告をした者に受領証等を交付したときは、当該受領証等を交付した事実及び申告に係る事項を、申告をした者の転入前の住所が属する連携協定締結都市に通知する。

第6条中「宣誓書」を「宣誓書等」に改め、同条第1項中「パートナーシップの宣誓をしようとする者」を「宣誓又は申告をしようとする者」に改める。

第7条第5項中「宣誓者」を「宣誓者等」に改める。

第9条第1項第1号及び第2号中「宣誓者」を「宣誓者等」に改め、同条同項第3号を次のように改める。

(3) 宣誓者等の少なくとも一方が、配偶者を有するに至り、又は連携協定締結都市ではない他の地方公共団体が実施しているパートナーシップ関係の証明を受けたとき。

第9条第1項第4号中「パートナーシップ」を削り、「宣誓者」を「宣誓者等」に改める。

第10条中「宣誓者」を「宣誓者等」に改める。

第11条（見出しを含む。）中「宣誓書」を「宣誓書等」に改める。

第13条中「パートナーシップの」を削り、「宣誓」の次に「及び申告」を加える。

別記第1号様式の次に次の1様式を加える。

【別記様式 省略】

別記第3号様式中「第5条第2項」を「第5条第1項」に改める。

別記第6号様式中

「返還の理由（いずれかに○を記入してください。）

(1) 宣誓者の意思によるパートナーシップの関係の解消

・解消日： _____ 年 _____ 月 _____ 日

(2) 双方が亀岡市外へ転出

・転出日： _____ 年 _____ 月 _____ 日

・転出者： _____

(3) 要綱第3条各号に掲げる要件に該当しなくなった

(4) その他（具体的な理由： _____)」

を「返還の理由」に改める。

附 則

この要綱は、令和3年8月1日から実施する。

「揭示済」

公 告

亀岡市公告第58号

亀岡市職員採用試験公告

亀岡市職員採用試験を次のとおり実施する。

令和3年7月1日

亀岡市長 桂川孝裕

1 試験区分、採用予定人数及び受験資格

試験区分		採用予定人数	受験資格
	チャレンジ方式 事務Ⅰ (上級)	10名程度	昭和61年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学を卒業した人又は令和4年3月31日までに卒業する見込みの人
	一般方式 事務Ⅰ (上級)		平成7年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた人
	事務Ⅲ (初級)		平成12年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた人
まちづくり 技師	チャレンジ方式 総合土木Ⅰ (土木・農業土木 ・造園) (上級)	5名程度	昭和61年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による短期大学又は高等専門学校（同程度と認めるものを含む。）以上の学校において土木工学、造園・緑地、環境工学のいずれかに関する課程を修得し卒業した人又は令和4年3月31日までに修得し卒業する見込みの人
	一般方式 総合土木Ⅰ (土木・農業土木 ・造園) (上級)		平成7年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた人で、学校教育法による短期大学又は高等専門学校（同程度と認めるものを含む。）以上の学校において土木工学、造園・緑地、環境工学のいずれかに関する課程を修めた人又は令和4年3月31日までに修める見込みの人
	総合土木Ⅲ (土木・農業土木 ・造園) (初級)		平成12年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた人で、学校教育法による高等学校（同程度と認めるものを含む。）において土木、造園系の課程を修めた人又は令和4年3月31日までに修める見込みの人

保育士・幼稚園教諭	若干名	昭和61年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた人で、保育士資格及び幼稚園教諭資格を有する人（令和4年3月31日までに取得見込みを含む。）
保健師	若干名	昭和61年4月2日以降に生まれた人で、保健師資格を有する人（令和3年度中に実施される国家試験において取得見込みを含む。）

※独立行政法人大学評価・学位授与機構から学士の学位を授与された人又は令和4年3月31日までに授与される見込みの人も大学卒に含む。

※地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の規定による欠格条項に該当する人は受験することができない。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 亀岡市において懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
- (3) 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、同法第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

2 1次試験の日時等

(1) 日 時

- ア チャレンジ方式（事務Ⅰ、総合土木Ⅰ）
令和3年9月19日（日）午前10時50分から
- イ 全ての区分（チャレンジ方式を除く。）
令和3年9月19日（日）午前10時00分から

(2) 場 所 京都先端科学大学 京都亀岡キャンパス 悠心館

(3) 試験方法

- ア チャレンジ方式（事務Ⅰ・総合土木Ⅰ）

試験区分	試験時間	内 容	
事務Ⅰ 総合土木Ⅰ	11:10~12:00 (50分)	論文試験	規定課題に基づく文章作成
	12:30~	集団面接試験	主に人物能力や意欲等についての集団面接

- イ 全ての区分（チャレンジ方式を除く。）

試験区分	試験時間	科 目	出題分野（予定）
事務Ⅰ・Ⅲ 総合土木Ⅰ・Ⅲ	10:20~12:20 (120分)	教養試験	時事、社会・人文及び自然に関する一般知識並びに文章理解、判断・数的推理及び資料解釈に関する能力を問う問題

保育士・幼稚園教諭	10:20～11:50 (90分)	専門試験	社会福祉・子ども家庭福祉（社会的養護を含む。）、保育の心理学、教育学・教育法規、保育原理・保育内容及び子どもの保健
保健師	10:20～11:10 (50分)	事務能力基礎試験	国語（日本語）能力、数的処理能力

3 2次試験及び3次試験

試験区分	内 容		日時及び場所
全ての区分	2次試験	個別面接試験	主に人物能力や意欲等についての個別面接 10月中旬を予定しているが、具体的には1次試験合格者に対してのみ通知する。
		実技試験 (保育士・幼稚園教諭区分のみ)	
	3次試験	個別面接試験	主に人物能力や意欲等についての個別面接 11月下旬を予定しているが、具体的には2次試験合格者に対してのみ通知する。

4 合格発表及び採用

試験区分	合格発表	
全ての区分	1次試験	10月上旬
	2次試験	10月下旬
	3次試験	12月上旬

- (1) 1次、2次及び3次試験の合格発表については、当市のホームページで受験番号を掲示するほか、合格者にのみ文書通知を行う。また、3次試験の合格発表については、合格者の受験番号を掲載した公告文を亀岡市役所の掲示場に掲示する。
- (2) 最終合格者は、試験区分ごとの職員採用候補者名簿に登載し、令和4年4月1日以降必要に応じて採用される。
- (3) 職員採用候補者名簿の有効期間は、令和5年3月31日までとする。

5 初任給

(参考：令和3年4月1日現在。ただし、地域手当を含む。)

大学卒	短大卒	高校卒
193,132円	172,886円	159,636円

- (1) 職歴や学歴等により給料月額が増減する場合がある。また、扶養手当、通勤手当、期末・勤勉手当（いわゆるボーナス）等の諸手当が要件に応じて支給される。
- (2) 初任給については、採用前の給与改定等により変更になる場合がある。

6 受験申込の手続

申込方法	亀岡市職員採用試験のインターネットの専用ページから申し込むこととする。 ※インターネットによる申込みができない場合は、7月16日（金）午後5時15分までに人事課まで問い合わせることとする。
申込受付期間	令和3年7月1日（木）～7月26日（月）

※受付後は、申込みをした試験区分の変更はできない。

※心身に障がいがあり、受験に際して配慮が必要な場合は、あらかじめ連絡することとする。

7 その他

新型コロナウイルス感染症の影響や自然災害等が発生した場合、試験を中止又は延期することがある。

なお、中止又は延期の場合は市ホームページにて掲載する。

8 採用試験についての問い合わせ

受験手続、その他の不明な点は亀岡市市長公室人事課に問い合わせることとする。

〒621-8501 京都府亀岡市安町野々神8番地

電話（0771）22-3131（市役所代表）…（内線2954）

電話（0771）55-9451（人事課直通）

FAX（0771）24-5501

URL：<https://www.city.kameoka.kyoto.jp/>

「揭示済」

亀岡市公告第59号

eスポーツの世界大会誘致に向けた実証実験業務について、公募型プロポーザル方式により事業者の選定を行うので、次のとおり公告する。

令和3年7月12日

亀岡市長 桂川孝裕

1 業務概要

(1) 業務名

eスポーツの世界大会誘致に向けた実証実験業務

(2) 業務内容

市内周遊や市内宿泊施設への誘客及びサンガスタジアムbyKYOCERAの新たな活用方法の確立を目的とし、eスポーツの世界大会誘致に向けた実証実験の実施、業務管理やイベントの企画・運営、効果検証等について包括的に行う。

(3) 業務期間

契約締結日から令和4年1月31日まで

(4) 見積限度額

20,000,000円

(消費税及び地方消費税を含む。)

2 その他

詳細は、eスポーツの世界大会誘致に向けた実証実験業務公募型プロポーザル実施要領による。

「揭示済」

亀岡市公告第60号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告し、その関係書類を次により縦覧に供する。

令和3年7月13日

亀岡市長 桂川孝裕

1 縦覧期間

令和3年7月13日以後、常時備え置くこととする。

2 縦覧場所

亀岡市安町野々神8番地

亀岡市産業観光部農林振興課

「揭示済」

亀岡市公告第61号

ナイトコンテンツ開発・既存イベントの磨き上げを通じた域内連携促進に向けた実証実験業務について、公募型プロポーザル方式により事業者の選定を行うので、次のとおり公告する。

令和3年7月13日

亀岡市長 桂川孝裕

1 業務概要

(1) 業務名

ナイトコンテンツ開発・既存イベントの磨き上げを通じた域内連携促進に向けた実

証実験業務

(2) 業務内容

亀岡市の観光需要の喚起及び観光消費額の拡大を目的とした、夜間における観光コンテンツの開発やイベント等を実施することとし、制度設計やイベント運営、広報PR及び効果検証等について包括的な業務を行うものである。

(3) 業務期間

契約締結日から令和4年1月31日まで

(4) 見積限度額

20,000,000円

(消費税及び地方消費税を含む。)

2 その他

詳細は、ナイトコンテンツ開発・既存イベントの磨き上げを通じた域内連携促進に向けた実証実験業務公募型プロポーザル実施要領による。

「揭示済」

亀岡市公告第62号

南丹都市計画事業大井町南部土地区画整理事業の事業計画（変更）を土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により公衆の縦覧に供するので、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第3条の規定により、次のとおり公告する。

なお、当該事業計画（都市計画において定められた事項を除く。）に意見のある利害関係者は、令和3年8月16日までに亀岡市長に意見書を提出することができる。

令和3年7月19日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 事業の名称 南丹都市計画事業大井町南部土地区画整理事業
- 2 施行者の名称 亀岡市大井町南部土地区画整理組合
- 3 施行地区の区域

区 域	付記	区 域	付記
大井町 並河堂又	全部	大井町 並河三丁目	一部
〃 並河前脇	一部	〃 南金岐重見	一部
〃 並河熊田	一部	〃 南金岐好実根	一部
〃 並河亀ヶ渕	一部	〃 南金岐丁田	一部
〃 並河深町	一部	蔞田野町 太田古実根	一部
〃 並河観並	一部	〃 太田草田	一部
〃 並河二丁目	一部		

- 4 縦覧期間 令和3年7月20日から令和3年8月2日まで
- 5 縦覧時間 午前8時30分から午後5時15分まで
- 6 縦覧場所 亀岡市安町野々神8番地
亀岡市まちづくり推進部都市整備課

「揭示済」

亀岡市公告第63号

一般競争入札（条件付き）を執行するので、次のとおり公告する。

なお、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

令和3年7月28日

亀岡市長 桂川孝裕

1 工事の概要等

- (1) 工事番号 3道舗改第2号
- (2) 工事名 市道湯ノ花温泉線道路舗装改良工事
- (3) 工事場所 亀岡市葶田野町佐伯地内
- (4) 工事種別 舗装工事
- (5) 工事概要 工事延長 L=690m
工事幅員 W=2.85m~3.45m（全幅 W=6.00m）
- ・切削オーバーレイ工 切削オーバーレイ A=2,190m²
殻運搬 V=109m³
殻処分 V=109m³
 - ・区画線工 熔融式区画線 1式
 - ・構造物取壊し工 舗装版切断 L=13m
 - ・仮設工 交通誘導員 1式
- (6) 予定価格（税込） 13,800,600円
【入札書比較価格（税抜） 12,546,000円】
- (7) 工期 契約日の翌日から100日間
- (8) 部分払 無
- (9) 前金払 有（当該工事契約金額の40%以内 保証事業会社の保証が必要）
- (10) 最低制限価格 採用
- (11) 入札保証金 免除
- (12) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他契約当事者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
- (13) 支給材料及び貸与品 無
- (14) 契約書の要否 要

2 入札参加資格要件

- (1) 令和3年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「舗装工事」に登録された者のうち、希望順位2位以上で、亀岡市内に本社（本店）を置く者とする。また、入札参加は単体とし、共同企業体は認めない。
- (2) 特記仕様書及び建設業法に基づく技術者の配置が可能であること。
- (3) 手持ち工事が1件以上ある場合は、入札に参加することができない。
 （※手持ち工事とは、亀岡市が実施する令和2年4月1日以降に発注された舗装工事の競争入札により落札した工事で、公告の日現在、工事完成届が未提出であるものをいう。ただし、災害復旧工事、随意契約、JV案件、単価契約案件によるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは手持ち工事に含まない。また、公告日から開札日までの間に、他の舗装工事の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。）
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (5) 入札参加申請時において、国又は地方公共団体の指名停止期間中でないこと。

3 入札参加資格確認申請時の提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式1）
 ※ 本案件では、「配置予定技術者調書」「資格・免許等を証する書面等の写し」の提出は求めません。

4 入札手続等

手 続 等	期間・期日・期限 等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	令和3年7月28日（水） 午後1時から	共通事項2のとおり
設計図書等の閲覧期間	令和3年7月28日（水） 午後1時から	共通事項2のとおり
入札参加資格確認申請書等の受付	令和3年8月4日（水） 午前9時から午後5時まで 令和3年8月5日（木） 午前9時から午後4時まで	共通事項3のとおり
入札参加確認通知の送付	令和3年8月6日（金） 午後5時までに電子入札システムにより通知	
質疑の受付	申請書等に関する質問 令和3年8月3日（火） 午後5時まで 設計図書に関する質問 令和3年8月10日（火） 午後3時まで	共通事項5のとおり

質疑の回答	申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 令和3年8月12日（木） 午後5時まで	共通事項5のとおり
入札期間	令和3年8月17日（火） 午前9時から午後5時まで 令和3年8月18日（水） 午前9時から午後3時まで	共通事項6のとおり
開札日時	令和3年8月19日（木） 午前10時	電子入札システムによる

(注) 都合により開札日時を変更する場合は、開札までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書により、基本事項について確認を行い、入札参加資格の有無を審査したものであり、詳細な審査は、開札後行うものである。

6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格未満で入札した者は失格とする。

7 その他

- (1) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。
- (2) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。
- (3) 2日目の締切間際に電子入札の入札書の送信をしようとして、パソコントラブルにより送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受付期間の1日目に提出する」こととし「2日目は（1日目にトラブル等が発生した場合の）予備日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。
- (4) その他については、共通事項のとおりとする。

(問い合わせ先)

亀岡市 総務部 契約検査課 (電話 0771-25-5041)

「揭示済」

亀岡市公告第64号

一般競争入札（条件付き）を執行するので、次のとおり公告する。

なお、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

令和3年7月28日

亀岡市長 桂川孝裕

1 工事の概要等

- | | |
|----------------|--|
| (1) 工事番号 | 排修第1号 |
| (2) 工事名 | 清水排水路維持修繕工事 |
| (3) 工事場所 | 亀岡市余部町清水地内 |
| (4) 工事種別 | 舗装工事 |
| (5) 工事概要 | 工事延長 L=52.1m
・作業土工 一式
・舗装工 A=98.90㎡
・交通管理工 一式 |
| (6) 予定価格（税込） | 559,900円
【入札書比較価格（税抜） 509,000円】 |
| (7) 工期 | 契約日の翌日から80日間 |
| (8) 部分払 | 無 |
| (9) 前金払 | 無 |
| (10) 最低制限価格 | 不採用 |
| (11) 入札保証金 | 免除 |
| (12) 契約保証金 | 免除 |
| (13) 支給材料及び貸与品 | 無 |
| (14) 契約書の要否 | 要 |

2 入札参加資格要件

- (1) 令和3年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「舗装工事」に登録された者のうち、希望順位2位以上で、亀岡市内に本社（本店）を置く者とする。また、入札参加は単体とし、共同企業体は認めない。
- (2) 特記仕様書及び建設業法に基づく技術者の配置が可能であること。
- (3) 手持ち工事が1件以上ある場合は、入札に参加することができない。

（※手持ち工事とは、亀岡市が実施する令和2年4月1日以降に発注された舗装工事の競争入札により落札した工事で、公告の日現在、工事完成届が未提出であるものをいう。ただし、災害復旧工事、随意契約、JV案件、単価契約案件によるものや亀岡市長以外と契約予定で落札し

たものは手持ち工事に含まない。また、公告日から開札日までの間に、他の舗装工事の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。）

- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (5) 入札参加申請時において、国又は地方公共団体の指名停止期間中でないこと。

3 入札参加資格確認申請時の提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式1）

※ 本案件では、「配置予定技術者調書」「資格・免許等を証する書面等の写し」の提出は求めません。

4 入札手続等

手続等	期間・期日・期限等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	令和3年7月28日（水） 午後1時から	共通事項2のとおり
設計図書等の閲覧期間	令和3年7月28日（水） 午後1時から	共通事項2のとおり
入札参加資格確認申請書等の受付	令和3年8月4日（水） 午前9時から午後5時まで 令和3年8月5日（木） 午前9時から午後4時まで	共通事項3のとおり
入札参加確認通知の送付	令和3年8月6日（金） 午後5時までに電子入札システムにより通知	
質疑の受付	申請書等に関する質問 令和3年8月3日（火） 午後5時まで 設計図書に関する質問 令和3年8月10日（火） 午後3時まで	共通事項5のとおり
質疑の回答	申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 令和3年8月12日（木） 午後5時まで	共通事項5のとおり
入札期間	令和3年8月17日（火） 午前9時から午後5時まで 令和3年8月18日（水） 午前9時から午後3時まで	共通事項6のとおり
開札日時	令和3年8月19日（木） 午前11時	電子入札システムによる

(注) 都合により開札日時を変更する場合は、開札までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書により、基本事項について確認を行い、入札参加資格の有無を審査したものであり、詳細な審査は、開札後行うものである。

6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格未満で入札した者は失格とする。

7 その他

- (1) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。
- (2) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。
- (3) 2日目の締切間際に電子入札の入札書の送信をしようとして、パソコントラブルにより送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受付期間の1日目に提出する」こととし「2日目は（1日目にトラブル等が発生した場合の）予備日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。
- (4) その他については、共通事項のとおりとする。

(問い合わせ先)

亀岡市 総務部 契約検査課
(電話 0771-25-5041)

「揭示済」

任免及び辞令

前河秀秋
亀岡市防災会議委員の委嘱を解きます

西谷俊博
亀岡市防災会議委員に委嘱します

任期は令和4年5月31日までとします
前河秀秋

亀岡市国民保護協議会委員の委嘱を解きます
西谷俊博

亀岡市国民保護協議会委員に委嘱します
任期は令和4年9月30日までとします

陀安一郎
亀岡市教育委員会委員に任命します

令和3年7月1日

山本英幸
川本恵三
櫻井邦男
荒木昌幸
佐藤滋
山内勇
藤原庸右
串崎哲史
岸親夫
上田照勝
松本輝夫
市岡悦子
俣野健二
曾川高円
橋田洋介
松田弘貴
土井勉

(各 通)

亀岡市地域公共交通会議委員に委嘱します
任期は令和5年7月20日までとします

令和3年7月21日

上下水道部欄

告 示

亀岡市上下水道部告示第16号

亀岡市指定給水装置工事
事業者指定の告示

令和3年7月21日

亀岡市長 桂川孝裕

下記の業者を亀岡市指定給水装置工事事業者として指定したので、亀岡市指定給水装置工事事業者規程第10条第1号の規定により告示する。

記

1 指定した業者

指定番号	業者名	代表者名	住 所
311	木田工業	木田 徹也	城陽市寺田大谷 114-57

2 指定日

令和3年7月21日

「揭示済」

亀岡市上下水道部告示第17号

亀岡市下水道排水設備指定工事
業者指定の告示

令和3年7月21日

亀岡市長 桂川孝裕

下記の業者を亀岡市下水道排水設備指定工事業者として指定したので、亀岡市下水道排水設備指定工事業者規程第15条第1号の規定により告示する。

記

1 指定日

令和3年7月21日

2 指定業者

指定番号	業者名	代表者名	住所
306	木田工業	代表者 木田 徹也	城陽市寺田大谷 114-57

「揭示済」